

伊万里・有田地区定住自立圏の形成に関する協定の
一部を変更する協定書

伊万里・有田地区定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

伊万里市（以下「甲」という。）と有田町（以下「乙」という。）は、甲及び乙が令和２年３月３１日に締結した伊万里・有田地区定住自立圏の形成に関する協定について、次のとおりその一部を変更する協定を締結する。

伊万里・有田地区定住自立圏の形成に関する協定書（令和２年３月３１日締結）の一部を次のように変更する。

第３条第１号イ（エ）及び（オ）を削り、同号イ（ウ）を同号イ（オ）とし、同号イ（イ）中「障害者の」を「障がい者の」に改め、同号イ（イ）a 中「障害者自立支援法に定める障害程度区分」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める障害支援区分」に、「障害程度区分認定審査」を「障がい支援区分認定審査」に改め、同号イ（イ）b 及び c 中「伊万里・有田地区障害程度区分認定審査会」を「伊万里・有田地区障害支援区分認定審査会」に改め、同号イ（イ）を同号イ（エ）とし、同号イ（エ）の前に次のように加える。

（ウ） 子育て分野における連携

a 取り組みの内容

安心して妊娠、出産し、子育てをすることができるよう支援するため、地域保健活動を推進する。

b 甲の役割

（a） 妊産婦支援に係る意見交換会や研修会へ参加するほか、圏域内の妊産婦を訪問する。

c 乙の役割

（a） 妊産婦支援に係る意見交換会や研修会へ参加するほか、圏域内の妊産婦を訪問する。

第３条第１号イ（ア）を同号イ（イ）とし、同号イ（イ）の前に次のように加える。

(ア) 在宅療養分野における連携

a 取り組みの内容

高齢者等が住み慣れた地域等で自分らしく生活を営むことができるよう支援するため、在宅療養の体制整備を推進する。

b 甲の役割

(a) 在宅医療及び介護が円滑に提供される体制整備を推進するため、必要な経費を負担する。

c 乙の役割

(a) 在宅医療及び介護が円滑に提供される体制整備を推進するため、必要な経費を負担する。

第3条第1号イに次のように加える。

(カ) 児童の療育支援

a 取り組みの内容

心身の発達において支援を必要とする児童に関する意見交換等を行い、療育支援の充実を図る。

b 甲の役割

(a) 伊万里・有田地域自立支援協議会において児童の療育支援に関する意見交換及び情報共有を行う。

c 乙の役割

(a) 伊万里・有田地域自立支援協議会において児童の療育支援に関する意見交換及び情報共有を行う。

(キ) 障がい者の生活支援

a 取り組みの内容

日常生活等において支援を必要とする障がい者に関する意見交換等を行い、障がい者の生活支援の充実を図る。

b 甲の役割

- (a) 伊万里・有田地域自立支援協議会において障がい者の生活支援に関する意見交換及び情報共有を行う。

- c 乙の役割

- (a) 伊万里・有田地域自立支援協議会において障がい者の生活支援に関する意見交換及び情報共有を行う。

第3条第1号ウ（ア）a及びc（a）中「有田町図書室」を「有田町立図書館」に改め、同号エに次のように加える。

- (カ) 人材確保

- a 取り組みの内容

安定して人材を確保するため、圏域内に立地する企業の合同説明会を実施する。

- b 甲の役割

- (a) 合同説明会への参加企業の募集及び調整を行う。

- c 乙の役割

- (a) 合同説明会への参加企業の募集及び調整を行う。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

令和7年1月31日

甲 伊万里市立花町1355番地1

伊万里市

伊万里市長 深 浦 弘 信

乙 西松浦郡有田町立部乙2202番地

有田町

有田町長 松 尾 佳 昭